

第8回

トラック輸送における取引環境・労働時間改善鹿児島県地方協議会

鹿児島労働局資料

- 1 働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案、審議経過
- 2 時間外労働等改善助成金、その他の助成金
- 3 鹿児島県働き方改革推進支援センター

働き方改革を推進するための関係法律の整備に関する法律案

(2018年4月6日 国会提出)

長時間労働の是正・柔軟な働き方がしやすい環境整備

施行日：2019年4月1日

① 労働基準法の一部改正

① 時間外労働の上限規制の創設

- ▼ 新技術・商品の研究開発業務は適用除外
 - ▼ 建設業・自動車運転者・医師、鹿児島・沖縄の製糖業は5年の猶予等の特例
- 【中小企業は2020年4月1日施行】

② 中小企業における月60時間超の時間外労働の割増賃金率(50%)の適用

【2023年4月1日施行】

③ 年次有給休暇の年5日の取得義務付け

④ フレックスタイム制の清算期間の上限を3か月間に延長

⑤ 特定高度専門業務・成果型労働制（高度プロフェッショナル制度）の創設

② 労働安全衛生法の一部改正

① 新技術・商品開発業務従事者、高度プロフェッショナル制度対象者への面接指導等の実施

② 労働時間の状況の把握の実効性確保（客観的把握を省令で定めることを明記）

③ 産業医・産業保健機能の強化

③ じん肺法の一部改正

● 産業保健機能の強化

④ 労働時間等の設定の改善に関する特別措置法の一部改正

① 勤務間インターバル設定の努力義務

② 企業単位での労働時間等設定改善企業委員会

同一労働・同一賃金の実現

施行日：2020年4月1日

⑤ 労働者派遣事業の適正な運営の確保及び派遣労働者の保護等に関する法律の一部改正

- 派遣労働者に係る同一労働・同一賃金の実現（不合理な待遇の禁止等）

⑥ 短時間労働者の雇用管理の改善等に関する法律の一部改正

- ① 「短時間労働者及び有期雇用労働者の雇用管理の改善等に関する法律」に変更
 - ② 短時間・有期雇用労働者に係る同一労働・同一賃金の実現（不合理な待遇の禁止等）
- 【中小企業は2021年4月1日施行】

⑦ 労働契約法の一部改正

- 有期契約労働者に係る不合理な労働条件の禁止に関する規定の削除
- 【中小企業は2021年4月1日施行】

その他

施行日：公布日

⑧ 雇用対策法の一部改正

- ① 「労働施策の総合的な推進並びに労働者の雇用の安定及び職業生活の充実等に関する法律」に変更
- ② 多様な就業形態の普及・均衡待遇の確保、女性・育児介護を行う者、母子家庭・父子家庭の父母の就業促進、治療と職業生活の両立支援

働き方改革法案審議経過

2017年	3月28日	働き方会改革実現会議で「働き方改革実行計画」策定
	9月15日	労働政策審議会で「働き方改革法案要綱」答申（おおむね妥当）
2018年	4月6日	「働き方会改革法案」を閣議決定、国会に提出

【変更点】

- 企画業務型裁量労働制の対象拡大を全面削除
- 労働時間把握の実効性確保規定を追加
- 上限規制と同一労働・同一賃金の施行日を延期

4月27日 衆議院本会議で趣旨説明、質疑（審議入り）

【厚生労働委員会での審議経過】

5月2日、5月9日、5月11日、5月16日、5月18日

5月22日（参考人意見聴取）、5月23日、5月30日（議決後追加審議）

5月25日 衆議院厚生労働委員会で議決（自民、公明、日本維新、希望賛成賛成）

【修正】

- 高度プロフェッショナル制度の解除規定を追加

5月31日 衆議院本会議で可決（自民、公明、日本維新、希望賛成）、参議院へ送付

6月4日 参議院本会議で趣旨説明、質疑

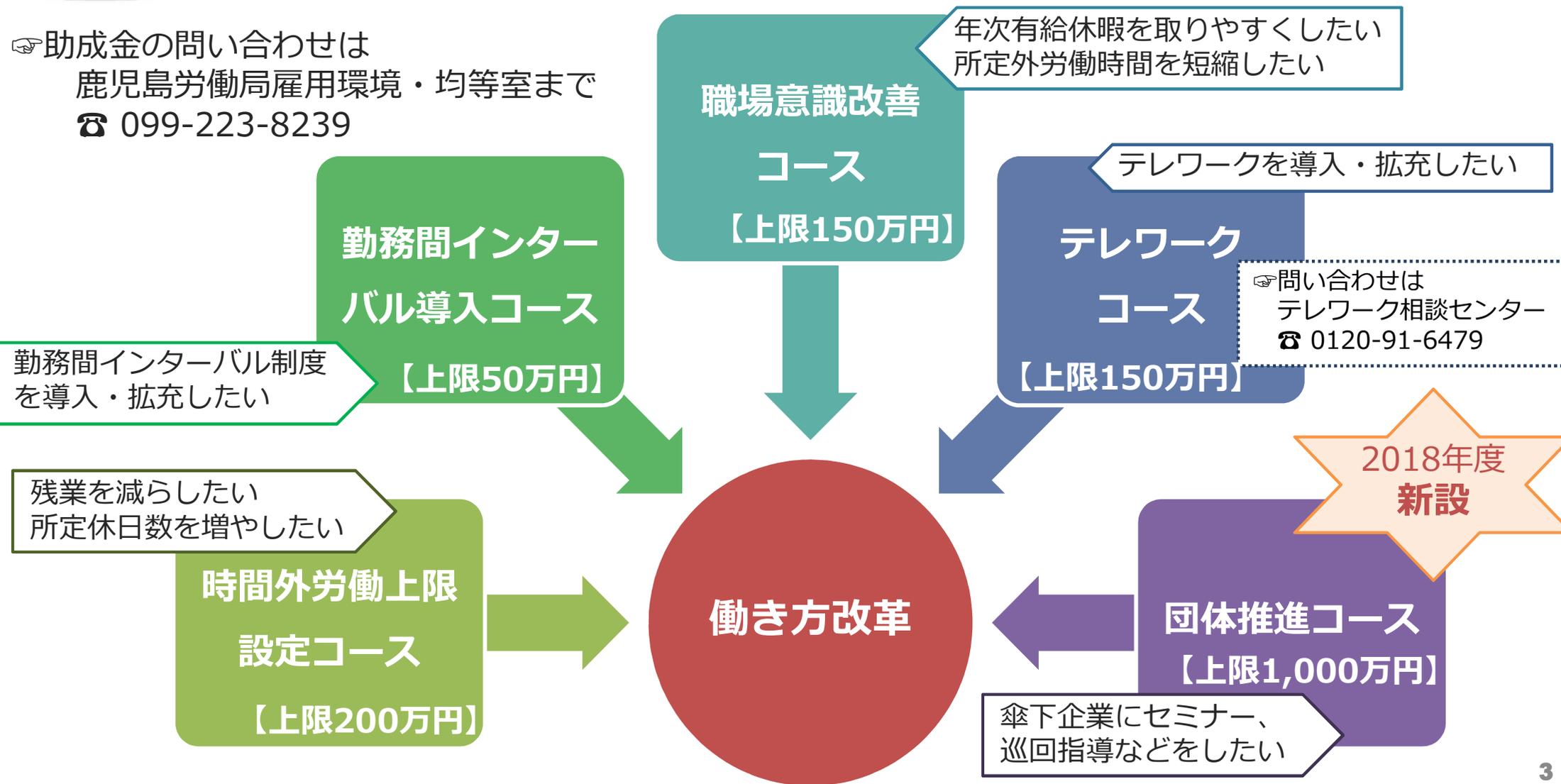
厚生労働委員会での審議中

時間外労働等改善助成金



生産性の向上を図り、ワーク・ライフ・バランスの推進や時間外労働の縮減をする中小企業を**5つの助成金でがっちり支援!**

☞助成金の問い合わせは
鹿児島労働局雇用環境・均等室まで
☎ 099-223-8239



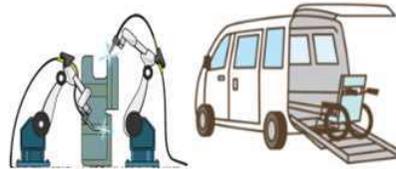
時間外労働等改善助成金



以下の取組にかかった**費用の一部を助成!**



時間外労働上限設定コース 勤務間インターバル導入コース 職場意識改善コース



- ① 就業規則、労使協定の作成・変更
- ② 労務管理担当者・労働者への研修（業務研修を含む）
- ③ 外部専門家（士業）によるコンサルティング
- ④ 人材確保等のための取組
- ⑤ 労務管理用機器の導入・更新
例：ICカード、デジタコなど
- ⑥ 労働能率の増進のための設備・機器の導入・更新
例：POSシステム、自動食器洗い乾燥機など



団体推進コース

- ① 市場調査
- ② 新ビジネスモデルの開発、実験
- ③ 材料費、水光熱費、在庫等の費用の低減実験
- ④ 下請取引適正化への理解促進、取引先との調整
- ⑤ 販路拡大に向けた展示会開催、出展
- ⑥ 好事例の収集、普及啓発、セミナーの開催
- ⑦ 巡回指導、相談窓口の設置
- ⑧ 構成事業主が共同利用する労働能率の増進のための設備・機器の導入・更新
- ⑨ 人材確保に向けた取組



テレワークコース

- ① テレワーク用通信機器の導入・運用
例：web会議用機器、社内のパソコンを遠隔操作するための機器等
- ② 就業規則・労使協定の作成・変更
例：テレワーク勤務に関する規定の整備
- ③ 労務管理担当者・労働者への研修、周知・啓発
- ④ 保守サポートの導入
- ⑤ 外部専門家による導入のためのコンサルティング
- ⑥ クラウドサービスの導入

時間外労働等改善助成金



- ・助成金を受けるには、**2回申請**が必要
- ・それぞれの**期限に注意**！
- ・国の予算額の制約により、**早めに受付を締め切る場合あり**

交付申請

- **12月3日**迄
【職場意識改善コースは10月1日迄、団体推進コースは8月31日迄】
- 事業実施計画書など必要書類とともに申請書を
鹿児島労働局雇用環境・均等室（☎ 099-223-8239）に提出
【テレワークコースはテレワーク相談センター（☎0120-91-6479）に提出】

取組実施

- 交付決定後、提出した計画に沿って取組を実施
（機器の購入、研修の実施など、成果目標達成に向けた取組を実施）
- 成果目標を達成



支給申請

- **2月15日**迄
【テレワークコースは2月末日迄】
- 事業実施期間終了後
鹿児島労働局雇用環境・均等室（☎ 099-223-8239）に支給申請
【テレワークコースはテレワーク相談センター（☎0120-91-6479）に支給申請】

その他の助成金



目的に合わせて様々な助成金があります（以下は一例です）

- 中途採用者の採用を拡大したい → 労働移動支援助成金
- 従業員に専門知識や技能を付けさせたい → 人材開発支援助成金
- 非正規雇用者のキャリアアップをしたい → キャリアアップ助成金
- 生産性を向上し、賃金アップ、若者・女性の職場定着を促進したい → 人材確保等支援助成金

問い合わせ先：鹿児島労働局職業安定部職業対策課 ☎ 099-219-8713

- 65歳を過ぎても働いてほしい → 65歳超雇用推進助成金

問い合わせ先：（独）高齢・障害・求職者雇用支援機構鹿児島支部 ☎ 099-813-0132

- 出産、育児、介護など家庭生活と職業生活を両立させたい → 両立支援等助成金
- 事業所内の最低賃金額を引き上げたい → 業務改善助成金

問い合わせ先：鹿児島労働局雇用環境・均等室 ☎ 099-222-8446

鹿児島県働き方改革推進支援センター

時間外労働規制や同一労働同一賃金への対応

人手不足、賃金引上げ、各種助成制度、人材育成に**ワンストップ**®で対応



支援内容

個別支援

◎ 窓口相談

- (常駐型専門家が対応)
- ・ 労務管理のアドバイス
 - ・ 36協定や就業規則の支援

◎ 企業訪問支援 (専門家を派遣)

◎ 出張相談会開催 (商工会、よろず支援拠点などと連携)



団体支援

◎ 事業主向けセミナー開催

- (商工会、よろず支援拠点などと連携)
- ・ 改正法等の周知
 - ・ 改善事例の紹介 等



ご相談ください

鹿児島県鹿児島市下荒田3丁目44-18 のせビル2階

☎ 099-257-4823 メール：hatarakikata@sr-kagoshima.jp

【受付時間】午前9時～午後5時（土・日・祝日等を除く）